

「整備を推進する設備・技術」

施設名

1 分野	2 分類	3 設備・技術	4 補助加算対象 (特殊附帯工事加算)	取り組むもの
環境負荷の低減	排出物	生ゴミ等処理設備 (※建物に固定して一体的に整備するものに限る)	○	
	その他	屋上緑化・壁面緑化		
自然エネルギー利用	発電	太陽光発電システム	○	
		風力発電システム	○	
	冷暖房・給湯	太陽熱給湯システム	○	
		地中熱ヒートポンプシステム	○	
エネルギー・資源の有効活用	冷暖房・給湯	高効率給湯(暖房)器システム (例:エコキュート、エコジョーズなど)		
	有効活用	雪冷房システム	○	
		コージェネレーションシステム (例:燃料電池の活用、エコウィルなど)		
	照明	LED照明設備		
	水の再利用	水の循環・再利用設備システム	○	

※ 国庫補助等を活用した施設整備の場合(賃貸物件による整備を除く)、上記の「設備・技術」のうち、いずれか2つ以上を必ず取り入れ、そのうち「補助加算対象」のものを1つ以上取り入れること。

※ 上記の「補助加算対象」は厚労省通知に基づく一般的な判断によるものであり、設備の仕様等によっては補助加算対象とならない場合があります。

※ 施設整備の際、上記の「設備・技術」の導入により、資源の有効活用や省エネルギー効果が確実に見込まれる仕様とすること。